

8/25～ 犯罪被害者の人権

テレビ、新聞、インターネットなどでは、毎日様々なニュースが報道されています。その中には、殺人、暴行、性犯罪など様々な事件のニュースもその中に含まれます。

私たちは、誰でも幸せに生きる権利を持っており、それは憲法でも保障されています。しかし、ある日突然、犯罪によって幸せに生きる権利を奪われてしまうことがあります。本人の意思とは無関係に、犯罪という理不尽な行為により命を奪われる、身体を傷付けられるといった直接的な被害を受けるだけでなく、犯罪被害者やその家族は、その後に生じる様々な問題に苦しんでいます。

例えば、犯罪被害により仕事をするができなくなり、収入が途絶え生活が困難になる財産的被害、マスメディアの過剰な取材や報道、周囲の人々の心無い噂や誹謗中傷、偏見などにより精神的苦痛を受けます。こうした犯罪後に生じる被害を二次的被害と言い、犯罪被害者やその家族は長期にわたり、二次的被害にも苦しみ、その日常生活は一変します。

犯罪被害者や家族の権利利益の保護を図り、支援していこうとする社会的な気運の高まりを受け、平成 17 年 4 月、「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

この法律は、基本理念の一つとして、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定し、被害者の権利を明文化しました。同年 12 月には、国が講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」が策定され、その後、令和 3 年 3 月には、「第 4 次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

また、兵庫県では、犯罪被害者等への支援の重要性を県民や事業者等に対して広く理解や協力を呼びかけるとともに、官民の連携をさらに強め取組の充実を図っていくため「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」が制定され、令和 5 年 4 月から施行されています。

丹波市においても、平成 20 年 10 月施行の犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害を受けた市民等の支援を行っています。

社会的な関心の高まりや、関係者の努力により、犯罪被害者やその家族に対する配慮や保護などの支援体制は改善されていきましたが、制度面での改善だけではなく、犯罪被害者やその家族の人権が守られ、誰もが安心・安全に暮らせる社会の実現には、私たち一人ひとりが正しい理解を深め、人権を尊重していくことが大切です。

誰もが幸せに暮らせる丹波市を目指して、人権が尊重されたまちづくりをともに進めていきましょう。